
第 6 章

資料編



1 用語解説

【アルファベット】

BOD(びーおーでい)

河川の有機汚濁を評価するときは、BOD〔生物化学的酸素要求量〕を測定します。BODは水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに、微生物が消費する酸素の量のことです。有機物が多い(汚れが大きい)ほど、たくさんの酸素が消費されるためBODの数値が大きくなります。

COD(しーおーでい)

海水や湖沼の有機汚濁を評価するときは、COD〔化学的酸素要求量〕を測定します。CODは水中の有機物を酸化剤で分解する際に消費される酸化剤の量を酸素量に換算したものです。有機物が多い(汚れが大きい)ほど、たくさんの酸化剤が消費されるためCODの数値が大きくなります。

【あ行】

赤潮(あかしお)

海域の栄養分が増えることなどによってプランクトンが大量に発生し、その色素によって海水が着色して見える状態を言います。鹿児島湾ではプランクトンの一種であるシャトネラなどによる赤潮が時おり発生し、梅雨時期から初夏にかけて警報が出されることがあります。赤潮により、魚のへい死などの漁業被害が発生することがあります。

アマモ

浅い海の砂泥地に生育する海草の一種で、鹿児島湾ではアマモとコアマモが主に見られます。地下茎でつながりながら広がるため、ある一定の場所に固まって生育し「アマモ場」を形成します。そのため、海の草原と呼ばれることもあります。様々な生き物の棲みかや隠れ家、産卵場として生物の多様性を維持するうえで、重要な役割があります。一般的なアマモと異なり、鹿児島湾で生育するアマモは、地下茎を残さずに種子だけで広がる性質が確認されているため、今後の研究が待たれています。

維管束植物(いかんそくしょくぶつ)

陸上植物(コケ類を含まない)では、水分や養分を運ぶ導管、葉がつくる栄養分を運ぶ師管が集まり維管束を形づくっています。この部分は固くなっており、植物が陸上で大型化するために体を支える役割の一部を担っています。維管束植物は根、茎、葉に分かれた組織があり、それぞれとの水分や養分のやりとりがこの管によって行われています。

オゾン層(おぞんそう)

空気の中の酸素が、太陽光の中の紫外線によってオゾンに変化します。上空の成層圏にオゾンが多く集まって、オゾン層を形成します。オゾン層は有害な紫外線をほとんど吸収してくれます。原始大気ではオゾン層がなく地上まで有害紫外線が降り注いでいましたが、海中の藍藻類によって酸素がつくられオゾン層ができた結果、有害紫外線が遮られて、生き物が陸上に住めるようになりました。

温室効果ガス(おんしつこうかがす)

太陽から地球に届く赤外線は、大気を通り抜けて地表を暖めます。暖まった地表面は周囲の空気を暖めます。この熱はやがて宇宙に逃げていきますが、空気の中に温室効果ガスが含まれているとそれが熱を吸収し、宇宙に熱を逃がさなくなるため、気温が上昇していきます。二酸化炭素やフロンガスなどがこの働きをもったガスです。

【か行】

カーボン・オフセット

オフセット (offset) とは、英語で「相殺する」「埋め合わせる」という意味です。カーボン・オフセットは、様々な活動で排出される二酸化炭素を正しく把握し、できるだけその削減に努めたうえで、どうしても削減できない排出量を調達した二酸化炭素の吸収量などで埋め合わせる取り組みです。植林や森林整備によって樹木が吸収する二酸化炭素量や、省エネ設備の導入によって削減した二酸化炭素量を算定して売買する制度が、国や鹿児島県によって運営されています。

環境保全型農業(かんきょうほぜんがたのうぎょう)

農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくりなどを通じて化学肥料、農薬の使用などによる環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業のことです。

間伐(かんばつ)

スギなどの植林を行う場合、一般的には1ヘクタールあたり3,000本位の苗を植え付けます。最終的には300本位になるまで、成長の悪い木や曲がっていて製材に向かない木などを切ったり、材として利用できる木を切り出したりするための伐採を行います。これを間伐と言います。間伐を行うことで日当たりが良くなったり、根や枝の張りが良くなったりして、残った木の成長が促進されます。

規格外農作物(きかくがいのうさくもつ)

市場に出荷する前に大きさ・色・形などによる選別を行う際に、規格に適合しないとしてより分けられた農作物です。形など外観上の規格から外れても、鮮度や味に問題がなければ、商品として流通する場合があります。

汽水(きすい)

川の河口付近などでは、塩分を含む海水と淡水の河川水が入り混じり、様々な濃度の海水ができています。このようなところを汽水と言います。様々な塩分濃度の所では、生まれたばかりの稚魚にとって生育しやすい環境ができています。河川から運ばれた栄養分によって海のプランクトンが増殖したりすることで、河口の汽水域では多くの魚介類が育ちます。多様な生き物が生育するため、生物多様性の保全という点からも、汽水域は大切な環境であると言えます。

グリーン・ツーリズム

農山漁村地域で、稲刈りなどの農業体験や農家民泊など、自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のことを指します。

光化学オキシダント(こうかがくおキシだんと)

窒素酸化物と炭化水素が太陽光線を受けて光化学反応を起こして生じるオゾンやパーオキシシルナイトレートなどの酸化性物質(オキシダント)の総称です。光化学オキシダントは光化学スモッグの原因となる物質であり、高濃度では粘膜への影響や農作物などへの影響があります。

黄砂(こうさ)

特に中国を中心とした東アジア内陸部の砂漠または乾燥地域の砂塵が、強風によって上空に巻き上げられ、春を中心に東アジアなどの広範囲に飛散し、地上に降り注ぐ気象現象です。

国際連合人間環境会議(こくさいれんごうにんげんかんきょうかいぎ)

1972年(昭和47年)にストックホルムで開催された環境問題についての世界で初めての大規模な政府間会合である国際連合人間環境会議では、「人間環境宣言」及び「環境国際行動計画」が採択されました。これをうけ、国際連合に国際連合環境計画(UNEP)が設立されました。その後、10年おきに環境をテーマとした国際会議が行われるようになっていきます。その初回は「国連環境計画管理会特別会合(1982年にナイロビで開催)」、2回目が「環境と開発に関する国際連合会議(地球サミット)(1992年にリオ・デ・ジャネイロで開催)」、3回目が「持続可能な開発に関する世界首脳会議(2002年にヨハネスブルグで開催)」、4回目が「国連持続可能な開発会議(リオ+20)(2012年にリオ・デ・ジャネイロで開催)」となっています。

【さ行】

酸性雨(さんせいう)

空気中の二酸化炭素、汚染物質である窒素酸化物や硫黄酸化物などが雨水に溶解込み、雨を酸性にしてしまう現象です。2011年度(平成23年度)の鹿児島市役所における観測では、2012年1月16日にpH3.78という値が報告されています。鹿児島では桜島の影響もあって酸性雨が降りやすい環境にあります。酸性雨は、銅像や建築物などに影響を与えるほか、土壌を酸性にしたり、植物にも直接影響したりすることもあり、生き物の暮らしとも関連しています。

ジオパーク

地球科学的に見て重要な自然の遺産を有する地域が、それらの様々な遺産を保全や教育、観光などに利用しながら地域の経済発展を目指すしくみを指します。世界ジオパークネットワークの審査を受け、有する地域がそれらの様々な遺産を認定された世界ジオパークと、日本ジオパーク委員会が認定している日本ジオパークがあります。桜島・錦江湾ジオパークは、2013年(平成25年)9月、日本ジオパークに認定されました。

市街化区域・市街化調整区域(しがいかくいき・しがいかちょうせいくいき)

無秩序な市街化を防止し、効率的な公共投資を行い、農林漁業との土地利用の調和を図るため、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域の2つに区分するものです。鹿児島都市計画区域内で区分が行われています。

市街化区域は、すでに市街地が形成されている区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域です。市街化調整区域は、市街化を抑制する区域です。

自然公園(しぜんこうえん)

自然公園には、法で定められた国立公園、国定公園、県立自然公園があります。優れた自然の風景地を保護すると共に、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養などに資することや、生物の多様性の確保に寄与することを目的としています。

自然植生(しぜんしょくせい)

植物が生育している場所は、基本的に人がこれまで利用していなかった「自然植生」と、人が伐採などを行ったあとにできてきた「代償植生」に分けられます。鹿児島市域の森林は、ほとんどが代償植生となっています。

持続可能な利用(じぞくかのうなりよう)

農林水産物など生態系サービスがもたらす資源は、本来再生産が可能なものであり、その特性を理解して適正に利用していくことで、資源を枯渇させることなく長きにわたって使い続けること(持続可能な利用)ができる資源です。今日、持続可能な利用という概念は、資源利用の分野にとどまらず、エネルギーや社会のしくみを含めて、未来に向けた人類の存続のために必要な考えとして用いられています。

種(しゅ)

生き物を分類するときの最小単位は「種」と呼ばれ、原則として交配して子孫が残せる生き物の集団がこれにあたります。この集団の中にも地理的に離れていたり、集団の間に交流上の障壁があったりして、長い間交わることがないと、それぞれのグループがもっている遺伝的な情報が少しずつ違ってくることがあり、容姿が少し違うといったような状態が生じた場合は、互いに亜種の関係であると言います。

ヒトについてしてみると動物界・脊索動物門・哺乳綱・サル目・ヒト科・ヒト属(Homo 属)の「ヒト *Homo sapiens*」という種になります。チンパンジーは動物界・脊索動物門・哺乳綱・サル目・ヒト科・ヒト属(Homo 属)の「ヒト *Homo sapiens*」という種になります。チンパンジーは動物界・脊索動物門・哺乳綱・サル目・ヒト科・ヒト属(Homo 属)の「ヒト *Homo sapiens*」という種になります。

乳綱・サル目・ヒト科・チンパンジー属 (Pan 属) の「チンパンジー *Pan troglodytes*」となります。二つの種は一番下の属のグループのみが異なる、近縁の種ということになります。

近縁の「種」を集めて「属」というグループを形成し、更に近い属を集めて「科」が形成されます。その上位には順に近いものを集めて「目」、「綱」、「門」が形成され、最上位が「界」というグループになります。

種の保存法(しゅのほぞんほう)

正式には「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」といい、国内外の絶滅のおそれのある野生動植物を保護するために、1993年(平成5年)4月に施行されました。ワシントン条約に基づき指定される国際希少野生動植物種と国内で絶滅のおそれのある種とされたもののうち、人為の影響により生息・生育状況に支障を来す事情が生じているものの中から、国内希少野生動植物種を指定して保全などを図っています。

照葉樹林(しょうようじゅりん)

温帯地域に属する南西日本を中心として、夏に雨の多い場所で自然に生じる森は、シイ・カシ類やタブノキ、イスノキなどによって構成される常緑広葉樹林です。それを構成する樹木は、葉の表面をクチクラと呼ばれるロウ質の膜で覆うため、つやがあり光って見えることから「照葉樹」と呼ばれます。

植生自然度(しょくせいしぜんど)

自然は、人の関わりの状況によって様相が変化します。植物の状態から見た人の関わりの状態を段階で評価したものが植生自然度です。人の手が加わっていない状態の自然が残っている場所を植生自然度 10 または 9、かつて利用していて長い間未利用の状態が続いているような場所を 8、自然林などで人が利用しているような場所を 7、植林地を 6、ササやススキの生える草地を 5、芝のような草地を 4、樹園地を 3、畑や水田を 2、市街地・造成地を 1 としています。

侵略的外来種(しんりゃくてきがいらいしゅ)

他地域から人為的に持ち込まれた外来種の中には、農作物や緑化植物、家畜、ペットのように、私たちの生活に欠かせない生き物もたくさんいます。また、荷物にまぎれたりして非意図的にやってきた生き物もたくさんいます。外来種の中で、自然界に定着し、地域の自然環境に大きな影響を与え、生物多様性を脅かすおそれのあるものを、特に侵略的外来種と呼んでいます。

成層圏・対流圏(せいそうけん・たいりゅうけん)

地球の大気は、地球の表面を層状に覆っている気体ですが、大気が存在する範囲を大気圏、その外側を宇宙空間と言います。大気圏は、地表に近いところから対流圏、成層圏、中間圏、熱圏に区分できます。地球に降り注ぐ太陽エネルギーは、大気よりも地表面で吸収される量があるかに多く、大気は地表面に近い層から暖められ、上層と下層の大気が対流します。地上から高さ 10 ~ 16 km までの大気層は対流が活発で、対流圏と呼ばれます。対流圏より上の成層圏で

はオゾン濃度が高く一般的にオゾン層といいます。成層圏のオゾンは、太陽からの有害な紫外線を吸収し、地上の生態系を保護しています。

生態系(せいたいけい)

ある一定の区域で生き物が暮らす環境を考える時に、生き物と水・空気、大地など、それを取り巻くすべての物を含めて、相互に関係を持ち合った複雑で動的な一つのまとまり(系)と考えることができます。このまとまりを生態系と呼んでいます。地球全体から、森林、小さな池、桜島など、様々なまとまりをもった単位で切り分けて「〇〇生態系」というように使われています。

世界自然遺産(せかいしぜんいさん)

ユネスコが登録する世界遺産の中で、顕著な普遍的価値をもつ地形や生物多様性、景観美などを備える地域などを対象としたものです。日本では屋久島、白神山地、知床、小笠原などが登録されていて、次いで奄美・琉球が登録に向けた取組を進めています。

絶滅危惧種(ぜつめつきぐしゅ)

ある種の生き物が、地球上からすべていなくなった状態を「絶滅」と言います。地球上でいなくなるまでも、数が減っていたり、生息環境が悪化していたり、ある地域で見たときに見られなくなっているなど、やがて絶滅する可能性があるような生き物を絶滅危惧種と呼びます。この評価は、世界レベルで行われるもの、国レベルで行われるもの、地域レベルで行われるものがあり、世界レベルの評価は国際自然保護連合(IUCN)が、国レベルは環境省などが、地方レベルは鹿児島県などが行っています。生き物が瀕している危惧の度合いに応じていくつかのレベルで評価されます。環境省の区分では絶滅、野生絶滅、絶滅危惧Ⅰ類・Ⅱ類、準絶滅危惧、情報不足、絶滅のおそれのある地域個体群となっています。

遷移(せんい)

溶岩の噴出などで生じた生き物がない土地には、やがて岩が砕けて砂や粘土ができます。そこは水分がたまるため、やがて養分がなくても育つ地衣類やコケが生えてきます。コケなどが生えると有機物がつくられて、土ができていきます。土ができると、草が生えて草原となります。草原には低木が生え始め、さらにマツなどの日当たりの良いところに生える陽樹が育つようになり森ができます。森の中は日当たりが悪くなり水分も保持されるようになります。そうなると、暗いところで成長できる陰樹が育ち、最終的には陰樹ばかりの森(極相林)になって安定します。このような変化を遷移(1次遷移)と言います。伐採や耕作放棄地により裸地ができた場合は、土壌ができている状態から植物の加入が始まり、極相林に向う遷移(2次遷移)が起こります。

藻類(そうるい)

光合成を行う生物のうち、主に陸上に生息するコケ植物、シダ植物、種子植物を除いたものの総称です。多くは水中に生育し、緑藻類のワカメ、褐藻類のヒジキ、紅藻類のアサクサノリなどの私たちに身近な海藻類が含まれていたり、川底などの岩などに付着する珪藻や藍藻類、水

中に浮遊する植物プランクトンなどを含めた光合成を行う生き物の総称です。

造礁サンゴ(ぞうしょうさんご)

サンゴは、クラゲやイソギンチャクの仲間^{仲間}に分類される動物(刺胞動物)で、プランクトンなどを食べています。サンゴは骨格を形成し、立体的な群体をつくることにより、サンゴ礁を形成したり、多くの生物に棲みか・餌を提供していて、そこに多種多様な生物が生息しています。

サンゴの中でも造礁サンゴは、体の中に褐虫藻^{かっちゅうそう}という植物プランクトンが棲んでいて、褐虫藻から光合成でつくった栄養をもらって成長などに利用しています。しかし、高水温などの環境ストレスがあると、サンゴが褐虫藻を放出してしまい、白化が起こります。サンゴは水温が低下すれば褐虫藻を再び獲得して健全な状態に戻りますが、環境が回復せず白化が長く続くとサンゴは死んでしまいます。

【た行】

地衣類(ちいらい)

地衣類は、身近な所では木の幹などにかさぶたのように貼り付いている「ウメノキゴケ」などをよく見かけます。コケという名前がついていますが、コケ類ではなく菌類の仲間^{仲間}で、必ず藻類と共生しているという特長をもっています。菌類は、藻類と共生すると"地衣体"と呼ばれる特殊なからだを作ります。地衣類を構成している菌と藻は、お互いに助け合って生活しています。菌は藻に安定した棲みか^{棲みか}と生活に必要な水分を与えるかわりに、藻が光合成で作った栄養(炭水化物)を利用して生活します。

地球温暖化(ちきゅうおんだんか)

世界の平均気温は1913年(大正2年)から2012年(平成24年)の100年間に0.68℃、日本では1.15℃、鹿児島市では1.80℃上昇しました。温室効果ガスを増加させたなどの人間活動が要因となって、気温が上昇したものと考えられています。IPCCの第4次報告によると、大気中の二酸化炭素の濃度を2000年の濃度で抑えたとしても、すぐに気温の上昇を抑えることはできないとしています。温暖化は、生き物の分布や暮らしに大きな影響を及ぼします。私たちの暮らしにとっても、食料、洪水や台風、病気の広がりなどの点で様々な変化が指摘されています。

地産地消(ちさんちしょう)

日本の食糧自給率はカロリーベースで約40%しかなく、多くの食料が外国から輸入されています。このことは外国の資源や水を消費することにつながると共に、その運搬に要する多くのエネルギーを消費しているということになります。国内でも遠くの地域から食材を運ぶ場合には、程度の差があるものの同じことが当てはまります。そのため、近年では地元の食材を地元で消費しようという「地産地消」の動きが盛んになってきています。

【な行】**二酸化硫黄（にさんかいおう）**

二酸化硫黄は、空気より重い無色の気体で、腐敗した卵に似た刺激臭があります。目、皮膚、粘膜を刺激し、人体には有害な物質です。二酸化硫黄は、火山や温泉地帯から大気中に放出されます。人工的には、工場、事業場、船舶などのボイラーやエンジンなどで使用されている重油、軽油、石炭など硫黄を含む燃料が燃焼するときに生成され排気ガスとして放出されます。

農薬（のうやく）

農薬には殺虫剤、殺菌剤、除草剤などがあり、2007年（平成19年）9月30日現在、4,241件の農薬が、農薬取締法により登録されています。耐性種の出現や新たな病気の発見などにより、常に新たな農薬が開発されています。

現在の農薬は、標的の生物に対して特異的に作用するものや、その増殖や行動を抑えて被害を回避させるものが多く、さらに農作物の生長をコントロールするものもあります。農薬を適切に使うことにより農作物などを有害な生物から保護し、収穫量や品質を維持し、また商品価値を高めるなど、農業生産に重要な役割を果たしている専門的な商品と言えます。

【は行】**バイオマス**

生態学的には、ある範囲に存在する生物量の総体を指す言葉ですが、近年では生物由来の資源やエネルギーを指す場合にも使われます。後者の用法においては、薪などのバイオマスエネルギーとしての利用など生態系サービスのひとつとして位置づけられるものがあります。再生可能なものである点や、温暖化への影響がないものである点などで注目を集めています。

ビオトープ

もともとは「生物の生息空間」を指すドイツ語です。しかし、近年では特定の生き物などを呼び込んだり、開発などにより環境の損なわれた場所に生き物が生息・生育できるように整備された空間を指す言葉として用いられることが多くなっています。

微小粒子状物質（PM2.5）（びしょうりゅうしじょうぶっしつ ぴーえむ2.5）

大気中に漂う浮遊粒子のうち粒径 $2.5 \mu\text{m}$ 以下の小さなものを言います。粒径が小さいため、肺の奥まで入りやすく、健康に影響を与える可能性があると考えられています。発生源としては、ディーゼル車の排出ガスなどに含まれるほか、大気中の窒素酸化物などの光化学反応や土壌粒子由来のものなど多岐にわたっているとされています。

浮遊粒子状物質（ふゆうりゅうしじょうぶっしつ）

大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が $10 \mu\text{m}$ 以下のものを言います。大気中に比

較的長時間滞留し、気道又は肺胞に沈着して、呼吸器に悪影響を与えます。発生源としては、工場のばい煙、自動車排出ガスなどの人の活動に伴うもののほか、主に燃焼で生じたスス、風で舞い上がった土壌粒子(黄砂など)、工場や建設現場で生じる粉じん、石油からの揮発成分が大気中で変質してできる粒子などからなります。

【ま行】

マツクイムシ

桜島の溶岩地帯は、1次遷移を間近に観察できる場所として貴重な自然ですが、その中でクロマツが優占する大正溶岩地帯において、松枯れが大きな問題となっていました。松枯れはマツクイムシによる被害と言われますが、実際はマツノザイセンチュウという線虫の侵入によって水の通りが阻害され、松枯れが引き起こされます。また、マツの材を食べて育ち、その中でさなぎになるマツノマダラカミキリという昆虫がありますが、成虫になって木からでる時に、そのマツにこの線虫がいる場合には、カミキリムシの体に線虫が入り込み、他のマツの木に移動する際に一緒に運ばれていくということで線虫による被害が広がっていきます。

マングローブ林

河口などの湿地にヒルギの仲間などのように水につかっても生えられる「マングローブ植物」によって形成される林のことをマングローブ林と言います。鹿児島市にも喜入にメヒルギを中心としたマングローブ林があります。マングローブ林には、特有の生き物が棲んでいるため、独特な生態系が成立しています。

藻場(もば)

アマモなどの海草類が砂泥底などに形成する海底の草原的な空間(アマモ場)や、ホンダワラなどの褐藻類をはじめとする海藻類が岩礁に形成する海中林的な空間(ガラモ場)などは、藻場と呼ばれています。藻場は海の中の空間に、新たに立体的な空間を形成します。そのものが食料となったり、葉の上や根元などの空間が棲みか、産卵場、隠れ家として利用されたりして、生物多様性を高めるためにも重要な空間となります。

【や行】

遊休農地(ゆうきゅうのうち)

農地として利用されていた場所が、耕作者の高齢化や死亡などにより耕作されない状態になった場所を指します。また、農地を相続したような場合に、相続した人が農業を営まないことも多く、このことも遊休農地を生む大きな要因の一つとなっています。

【ら行】

藍藻類(らんそうるい)

30～25億年前に地球上に出現し、初めて酸素発生型光合成を始めた植物のグループです。当時は、地球上に大繁殖して、それまでの嫌氣的な大気を、現在に近い酸素を豊富に含む好氣的大気に変えていったと考えられています。

富栄養化が進んだ湖沼などで浮遊状態の藍藻類が大量発生した場合、水面に緑の粉を撒いたように見えるため、アオコと呼ばれています。

林床(りんしょう)

森林の地面の部分指します。高木が多く茂った森林においては、林床は暗くなるため、暗さに強い植物のみが生育できる空間となります。ここには落ち葉などが堆積し、それを食べる土壌生物や菌類なども多数生息しています。落ち葉から始まり、それを食べる草食の土壌動物、そしてまたそれを食べる肉食の土壌動物、それらを分解する分解者など、独特の食物網や生態系が形成されています。

レッドデータブック・レッドリスト

国などによって絶滅のおそれのある生き物などが評価され、その危惧の度合いによって絶滅危惧種などとしてランクがつけられています。通常こういった評価が行われると、その結果が公開されますが、速報的にリストとして紹介されるものはレッドリストと呼ばれます。その後、リストに掲載された種について、解説を加えて冊子にしたものをレッドデータブックと呼んでいます。

2 生物多様性に関する法律等

| 種別 | 法律・条例の名称 | |
|---------------------|--|-----------------------------------|
| 基本理念など | 環境基本法 | |
| | 生物多様性基本法 | |
| | 鹿児島県環境基本条例 | |
| | 鹿児島市環境基本条例 | |
| 国土の利用 | 国土利用計画法 | |
| | 国土形成計画法 | |
| 自然環境・景観の保全 | 自然公園法 | |
| | 自然環境保全法 | |
| | 自然再生推進法 | |
| | 景観法 | |
| | 地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律 | |
| | 鹿児島県自然環境保全条例 | |
| | 鹿児島市保存樹等及び自然環境保護地区に関する条例 | |
| 各種生態系の保全 | 森林生態系 | 森林・林業基本法 |
| | | 森林法 |
| | | 国有林野の管理経営に関する法律 |
| | 農地生態系 | 食料・農業・農村基本法 |
| | | 農地法 |
| | | 土地改良法 |
| | | 農業振興地域の整備に関する法律 |
| | | 有機農業の推進に関する法律 |
| | | 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律 |
| | 都市生態系 | 都市公園法 |
| | | 都市緑地法 |
| | | 都市計画法 |
| | | 都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律 |
| | 陸水生態系 | 河川法 |
| | | 水質汚濁防止法 |
| | | 下水道法 |
| | | 砂防法 |
| | | 鹿児島県公害防止条例 |
| | | 鹿児島市環境保全条例 |
| | 沿岸・海洋生態系 ※陸水生態系も対象 | 海洋基本法 |
| | | 水産基本法 ※ |
| | | 漁業法 ※ |
| | | 水産資源保護法 ※ |
| | | 漁港漁場整備法 |
| | | 海岸法 |
| | | 港湾法 |
| | | 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 |
| | | 海岸漂着物処理推進法 |
| 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律 | | |
| 海洋水産資源開発促進法 | | |

| 種別 | 法律・条例の名称 |
|--------------------|--|
| 野生生物の保護 | 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(鳥獣保護法) |
| | 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法) |
| | 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(外来生物法) |
| | 遺伝子組み換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(カルタヘナ法) |
| | 動物の愛護及び管理に関する法律 |
| | 鹿兒島県希少野生動植物の保護に関する条例 |
| | 鹿兒島県ウミガメ保護条例 |
| 化学物質による生物多様性への影響防止 | 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 |
| | 農薬取締法 |
| | 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 |
| その他 | 環境影響評価法 |
| | 鹿兒島県環境影響評価条例 |
| | 土壌汚染対策法 |
| | 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律 |
| | 工場立地法 |
| | 地球温暖化対策の推進に関する法律 |
| | 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(環境教育等促進法) |
| | 環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律(環境配慮促進法) |
| | 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法) |
| | 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律 |
| | エコツアー法 |
| | 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律 |
| | 食育基本法 |
| | 観光立国推進基本法 |
| | 文化財保護法 |
| | 循環型社会形成推進基本法 |
| | バイオマス活用推進基本法 |
| | 鹿兒島県地球温暖化対策推進条例 |
| | 中小企業の振興に関するかごしま県民条例 |
| | 観光立県かごしま県民条例 |
| | かごしま食と農の県民条例 |
| | 鹿兒島市みんなでまちを美しくする条例 |
| | 鹿兒島市消費生活条例 |

3 鹿児島市に生息・生育する生き物写真集 植物編

この戦略に出てくる生き物の一部を紹介します。

■：外来種 ■：希少種



アコウ



アラカシ



イタドリ



エノキ



オオイタビ



カラスザンショウ



クズ



クロマツ



コミカンソウ



サルトリイバラ



スタジイ



タケコケモドキ



タブノキ



バクチノキ



ハゼノキ

■：外来種 ■：希少種



ハマヒルガオ



フユイチゴ



ホルトノキ



マテバシイ



ミミズバイ



ヤブニッケイ



ヤブミョウガ



ヨシ



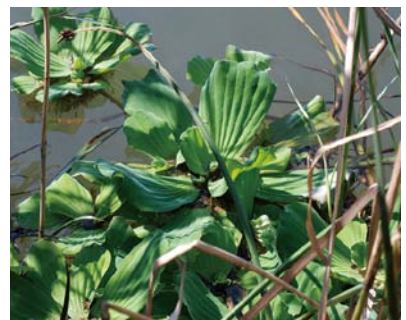
ヨモギ



オオフサモ(特定外来生物)



ナルトサワギク(特定外来生物)



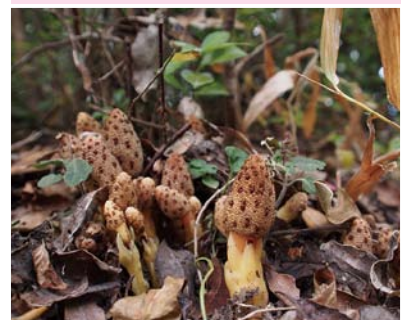
ポタンウキクサ(特定外来生物)



アマモ(絶滅危惧Ⅱ類)



ガンセキラン(絶滅危惧Ⅰ類)



キイレツチトリモチ(吉野町の生育地が国指定天然記念物)

3 鹿児島市に生息・生育する生き物写真集 動物編

この戦略に出てくる生き物の一部を紹介します。

■：外来種 ■：希少種



アオサギ



アオダイショウ



アオバセセリ



アブラゼミ



アユ



イソヒヨドリ



ウグイス



ウルマーシマトビケラ



エンマコオロギ



オイカワ



オオシオカラトンボ



カジカガエル



カツオドリ



カナブン

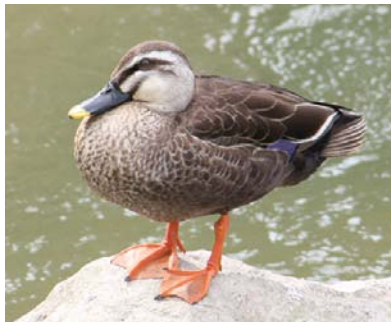


カマツカ

■：外来種 ■：希少種



カラスアゲハ



カルガモ



カワセミ



カワニナ



カワムツ



キクガシラコウモリ



キマダラカメムシ



クモヘリカメムシ



クロサギ



クロセセリ



ゲンジボタル



ゴイサギ



コガモ



サカマキガイ



サツマハオリムシ

■：外来種 ■：希少種



サワガニ



シオカラトンボ



シジュウカラ



シュレーゲルアオガエル



ジョウビタキ



ショウリョウバッタ



スズキ



スズメ



スッポン



スミナガシ



セグロカモメ



タケノコカワニナ



チャバネゴキブリ



チョウトンボ



ツバメ

■：外来種 ■：希少種



ツマグロヒョウモン



トビ



ドンコ



ナミアゲハ



ニホンイシガメ



ヌマガエル



ノコギリクワガタ



ハクセンシオマネキ



ハシブトガラス



ハシボンガラス



ハネナガイナゴ



マムシ



マルタニシ



ミサゴ



ミズカマキリ

■：外来種 ■：希少種



ミナミテナガエビ



ミナミヤモリ



ムクドリ



メダカ



ヤンバルトサカヤステ



オオクチバス(ブラックバス)(特定外来生物)



カダヤシ(特定外来生物)



セアカゴケグモ(特定外来生物)



ファイリマングース(特定外来生物)



ミシシippアカミミガメ(要注意外来生物)



アカアシシギ(絶滅危惧Ⅱ類)



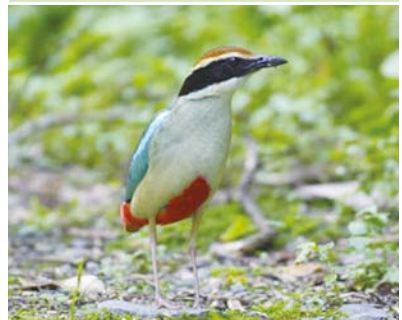
オオウラギンヒョウモン(絶滅危惧Ⅰ類)



コアシサシ(絶滅危惧Ⅰ類)



ツバメチドリ(絶滅危惧Ⅱ類)



ヤイロチョウ(絶滅危惧Ⅰ類)

4 愛知目標と国別目標

長期目標 (Vision) 2050 年

“Living in harmony with nature” 自然と共生する世界

短期目標 (Mission) 2020 年

生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急な行動を実施する

愛知目標の個別目標

- | | |
|--|---|
| 目標 1 人々が生物多様性の価値と行動を認識する | 目標 11 陸域の17%、海域の10%が保護地域などにより保全される |
| 目標 2 生物多様性の価値が国と地方の計画などに統合され、適切な場合に国家勘定、報告制度に組み込まれる | 目標 12 絶滅危惧種の絶滅・減少が防止される |
| 目標 3 生物多様性に有害な補助金を含む奨励措置が廃止、又は改革され、正の奨励措置が策定・適用される | 目標 13 作物・家畜の遺伝子の多様性が維持され、損失が最小化される |
| 目標 4 すべての関係者が持続可能な生産・消費のための計画を実施する | 目標 14 自然の恵みが提供され、回復・保全される |
| 目標 5 森林を含む自然生息地の損失が少なくとも半減、可能な場合にはゼロに近づき、劣化・分断が顕著に減少する | 目標 15 劣化した生態系の少なくとも15%以上の回復を通じ気候変動の緩和と適応に貢献する |
| 目標 6 水産資源が持続的に漁獲される | 目標 16 ABSに関する名古屋議定書が施行、運用される |
| 目標 7 農業・養殖業・林業が持続可能に管理される | 目標 17 締約国が効果的で参加型の国家戦略を策定し、実施する |
| 目標 8 汚染が有害でない水準まで抑えられる | 目標 18 伝統的知識が尊重され、主流化される |
| 目標 9 侵略的外来種が制御され、根絶される | 目標 19 生物多様性に関連する知識科学技術が改善される |
| 目標 10 サンゴ礁など気候変動や海洋酸性化に影響を受ける脆弱な生態系への悪影響を最小化する | 目標 20 戦略計画の効果的な実施のための資金資源が現在のレベルから顕著に増加する |

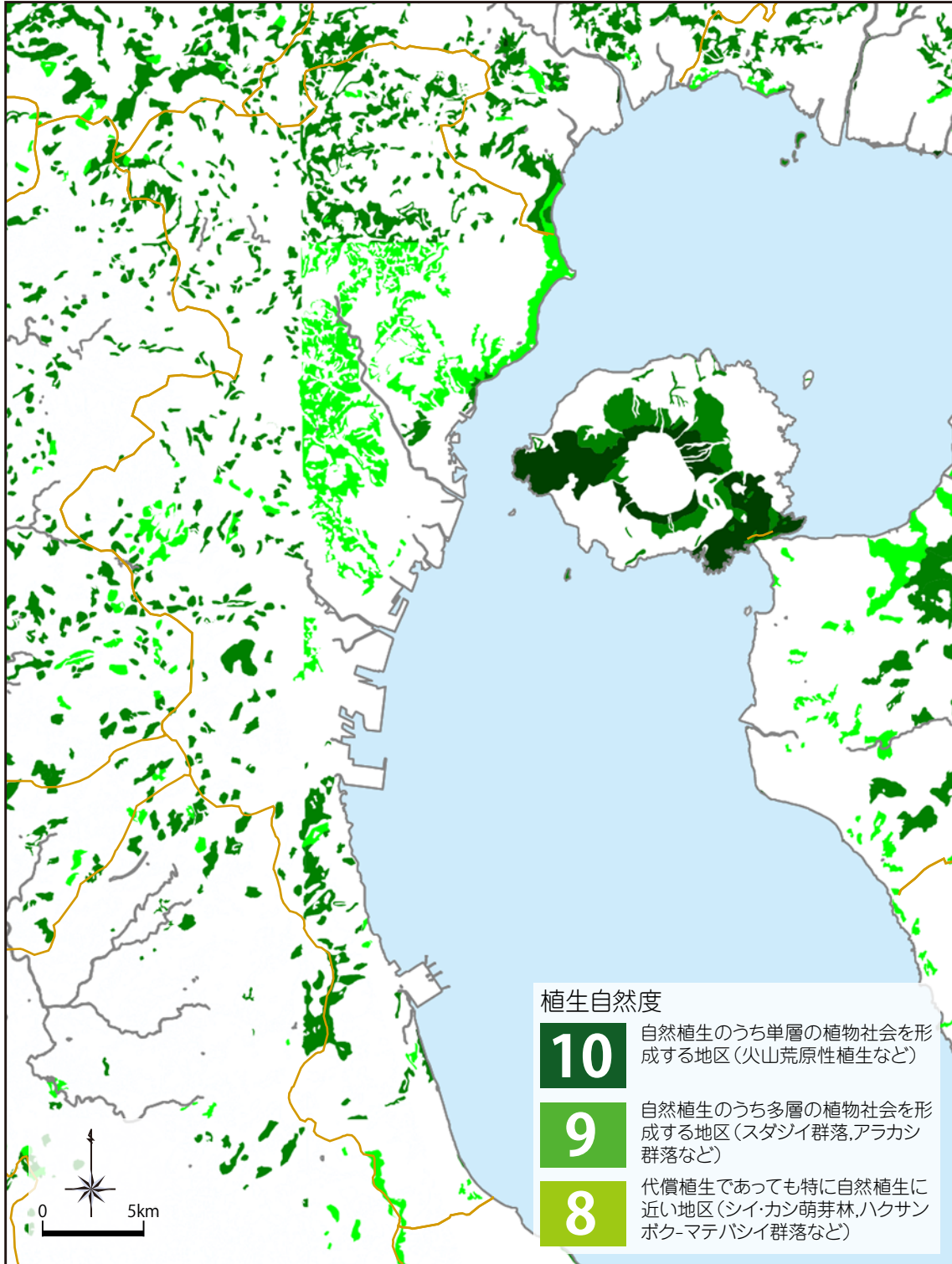
出典：環境省自然環境局『生物多様性条約 COP10・11 の成果と愛知目標（平成 25 年 3 月）』

■生物多様性国家戦略2012－2020愛知目標の達成に向けた我が国の国別目標など

| 戦略目標 | 国別目標 | 主要行動目標 | 愛知目標 | |
|--|--|---|----------------|----|
| A: 生物多様性の損失の根本原因に対処 | A-1: 「生物多様性の社会における主流化」の達成など | A-1-1: 生物多様性の広報・教育・普及啓発などの充実・強化 | 1 | |
| | | A-1-2: 生物多様性などの経済的な評価などによる可視化の取組の推進 | 2 | |
| | | A-1-3: 地方自治体における生物多様性地域戦略の策定や実践的な取組の促進 2013年までに生物多様性地域戦略の策定の手引きの改定 | 3 4 | |
| | | A-1-4: 生物多様性への配慮事項が盛り込まれた国・地方自治体の戦略・計画などの策定の促進、奨励措置による生物多様性への影響の考慮、生物多様性に配慮した奨励措置の実施 | | |
| | | A-1-5: 持続可能な事業活動のための方針の設定・公表とその実施の奨励 | | |
| B: 生態系を悪化させる人為的圧力などの最小化に向けた取組を進め、持続可能な利用を推進 | B-1: 自然生息地の損失速度及びその劣化・分断の減少 | B-1-1: 2014年又は2015年初頭に予定されている愛知目標の中間評価までに損失速度や劣化・分断の状況把握のための手法、ベースラインの確立 | 5 | |
| | | B-1-2: 2020年までに生息地の劣化・分断の減少のための取組を実施 など | | |
| | | B-1-3: 2015年までに鳥獣保護法の施行状況の見直しの実施 など | | |
| | | B-1-4: 鳥獣による農作物被害対策や森林被害対策の推進 など | | |
| | B-2: 生物多様性の保全を確保した農林水産業の持続的な実施 | B-2-1: 持続的な農業生産の維持や生産基盤の管理といった生産関連活動と生物多様性の保全を両立させる取組の促進 | 6 7 | |
| | | B-2-2: 森林の多面的機能の持続的発揮、森林のモニタリング調査の推進 など | | |
| | | B-2-3: 持続的な漁業と生物多様性の保全を両立させる取組の促進 など | | |
| | | B-2-4: 自然と共生した里海づくりの取組の実施 | | |
| | B-3: 窒素やリンなどによる汚染状況の改善、水生生物の保全と生産性の向上など | B-3-1: 流域からの栄養塩類・有機汚濁物質の削減、2015年3月までに第7次水質総量削減の実施 | 8 | |
| | | B-3-2: 2014年までに水生生物の保全のための下層DO及び水生植物の保全のための透明度についての環境基準化の検討 など | | |
| | | B-3-3: 生息環境を維持するための管理方策の確立に向けた調査研究の実施 | | |
| | B-4: 外来生物法の施行状況の検討結果を踏まえた侵略的外来種の特特定、定着経路情報の整備、防除の優先度の整理、防除の計画的推進など | B-4-1: 2014年までに侵略的外来種リストの作成、定着経路の情報整備 など | 9 | |
| | | B-4-2: 2014年までに防除の優先度の考え方の整理、計画的な防除などの推進、「外来種被害防止行動計画（仮称）」の策定 | | |
| | | B-4-3: 優先度の高い侵略的外来種の制御・根絶、これらの取組を通じた希少種の生息状況や本来の生態系の回復の促進 | | |
| | B-5: 人為的圧力などの最小化に向けた取組の推進 | B-5-1: 2013年までにサンゴ礁、藻場、干潟、島嶼、亜高山、高山地域などの気候変動に脆弱な生態系に対する人為的圧力などの特定、2015年までに人為的圧力などの生態学的許容値の設定と許容値達成のための取組の実施 | 10 | |
| C: 生態系、種、遺伝子の多様性を保全することにより、生物多様性の状況を改善 | C-1: 陸域などの17%、海域などの10%の適切な保全・管理 | C-1-1: 2014年又は2015年初頭に予定されている愛知目標の中間評価までに保全・管理の状況把握のための手法、ベースライン、現状の整理 | 11 | |
| | | C-1-2: 生物多様性の保全に寄与する地域の指定についての検討と適切な保全・管理の推進 | | |
| | | C-1-3: 広域レベルにおける生態系ネットワークの方策の検討とその形成の推進 など | | |
| | | C-1-4: 2014年までに重要海域の抽出、保全の必要性及び方法の検討 | | |
| | C-2: 絶滅危惧種の絶滅防止と作物、家畜などの遺伝子の多様性の維持 | C-2-1: 絶滅危惧種に係る知見の集積、レッドリストの整備と定期的な見直し など | 12 13 | |
| | | C-2-2: 国内希少野生動物植物種の指定、保護増殖の取組の推進 など | | |
| | | C-2-3: 絶滅危惧種の絶滅・減少の防止のための基盤整備の推進 など | | |
| | | C-2-4: トキ、ツシマヤマメコなどの生息域外保全や野生復帰の推進 など | | |
| | | C-2-5: 植物遺伝資源保全に関するネットワークの構築 など | | |
| | | C-2-6: 持続可能な森林経営の確立、多様で健全な森林の整備・保全の推進 など | | |
| D: 生物多様性及び生態系サービスから得られる恩恵の強化 | D-1: 生態系の保全と回復を通じた生物多様性・生態系サービスから得られる恩恵の強化 | D-1-1: 持続可能な森林経営の確立、多様で健全な森林の整備・保全の推進 など | 14 | |
| | | D-1-2: 農業の持続的な営みを通じた農村環境の保全・利用と地域資源の活用 など | | |
| | | D-1-3: SATOYAMA イニシアティブの国内外における推進 | | |
| | D-2: 劣化した生態系の15%以上の回復などによる気候変動の緩和と適応への貢献 | D-1-4: 2013年までに三陸復興国立公園の指定、海岸防災林の復旧・再生の推進 など | | 15 |
| | | D-1-5: 自然と共生した里海づくりの取組の実施 | | |
| | | D-1-6: 生物圏保存地域（ユネスコエコパーク）の仕組みを活用した新たな施策展開の検討 | | |
| D-3: 名古屋議定書の締結と国内措置の実施 | D-2-1: 2014年又は2015年初頭に予定されている愛知目標の中間評価までに生態系の保全・回復の状況把握のための手法、ベースラインの確立 など | 16 | | |
| | D-2-2: 生態系の保全と回復対策の推進による気候変動の緩和と適応対策の推進 | | | |
| E: 生物多様性国家戦略に基づく施策の着実な推進、その基礎となる科学的基盤の強化、生物多様性分野における能力構築の推進 | E-1: 生物多様性国家戦略に基づく施策の推進 など | D-2-3: 森林施業の適切な実施などの森林吸収源対策の推進、緑の回廊の設定 など | 17 | |
| | | D-3-1: 可能な限り早期に名古屋議定書を締結、遅くとも2015年までに遺伝資源の利用を監視するためのチェックポイントの設置・普及啓発などの実施による名古屋議定書の義務の着実な実施 | | |
| | E-2: 伝統的知識などの尊重、科学的基盤の強化、科学と政策の結びつきの強化、愛知目標の達成に向けた必要な資源（資金、人的資源、技術など）の効果的・効率的動員 | D-3-2: 地球環境ファシリティー（GEF）や名古屋議定書実施基金などを通じた議定書の締結を目指す途上国への支援の促進 | 18 19 20 | |
| | | E-1-1: 必要に応じ2015年から2016年にかけて生物多様性国家戦略の見直しの実施 | | |
| | | E-1-2: 地球環境ファシリティー（GEF）や生物多様性日本基金などを活用した世界全体での個別目標17の達成への貢献 | | |
| | | E-2-1: 伝統的生活文化の智慧や資源利用技術の再評価、継承・活用の促進 | | |
| E-2-2: 自然環境データの充実、継続的な更新・速報性の向上 など | E-2-2: 海洋生物・生態系に関する科学的知見の充実 | 18 19 20 | | |
| | E-2-3: 海洋生物・生態系に関する科学的知見の充実 | | | |
| | E-2-4: 生物多様性に関する総合的な評価の実施、我が国の国別目標の中間評価 | | | |
| | E-2-5: IPBESへの積極的な参加・貢献、国内体制の整備 | | | |
| E-2-6: 我が国における資源動員状況の把握及び生物多様性条約事務局への報告体制の整備 | | | | |

※国別目標の目標年はB-5、D-3、E-1が2015年、それ以外の国別目標は2020年。主要行動目標の目標年は年が未記載の場合、国別目標の目標年に同じ。
出典：環境省自然環境局『生物多様性条約 COP10・11の成果と愛知目標（平成25年3月）』

5 自然度の高い森林の分布状況



出典：環境庁「第2回自然環境保全基礎調査(植生調査報告書1982)」
環境庁「第3回自然環境保全基礎調査(植生調査報告書1987)」

6 策定委員会などの開催経過と関係者名簿

1. 策定の経過

| | |
|--------|----------------|
| 平成23年度 | 生態系・生物種調査の実施 |
| 平成24年度 | 生物多様性地域戦略骨子の作成 |
| 平成25年度 | 生物多様性地域戦略の策定 |

2. 策定体制と取組

(1) 生物多様性地域戦略策定委員会

生物多様性地域戦略を策定するに当たり、必要な事項について調査検討を行いました。

| 年 月 日 | 概 要 |
|-------------|--|
| 平成24年 6月6日 | 第1回委員会 説明：鹿児島市の生物多様性の現況について など |
| 6月27日 | 第1回ワーキンググループ 説明：鹿児島市の生物多様性の現況について など |
| 7月10日 | 庁内研修会(講師：環境アドバイザー 末吉竹二郎氏) テーマ：生物多様性を巡る世界の動き |
| 7月18日 | 第2回ワーキンググループ ワークショップ：子どもたちにどのような未来を |
| 8月8日 | 第3回ワーキンググループ ワークショップ：生物多様性の保全を進めるために必要なこと |
| 8月29日 | 第4回ワーキンググループ 協議：生物多様性地域戦略骨子(案)作成の考え方 |
| 12月19日 | 第2回委員会 協議：鹿児島市生物多様性地域戦略骨子(案)について |
| 平成25年 7月11日 | 第3回委員会 協議：鹿児島市生物多様性地域戦略素案について |
| 10月24日 | 第4回委員会 協議：鹿児島市生物多様性地域戦略(案)について |

【組織】

委員長：環境部長

委員：関係課 25 課長

ワーキンググループ：関係課 25 課の職員

| 局 名 | 課 名 |
|-------|---|
| 環境局 | 環境政策課、再生可能エネルギー推進課、環境協働課、環境保全課、環境衛生課、廃棄物指導課 |
| 健康福祉局 | 健康総務課、生活衛生課 |
| 経済局 | 経済政策課、産業創出課、観光企画課、グリーンツーリズム推進課 農政総務課、生産流通課、農地整備課 |
| 建設局 | 公園緑化課、河川港湾課、都市計画課、都市景観課、 土地利用調整課、道路建設課、道路維持課 |
| 教育委員会 | 文化課、学校教育課、生涯学習課 |

(2) 環境審議会

鹿児島市環境基本条例第23条第2項の規定に基づき、審議を行いました。

| 年 月 日 | 概 要 |
|-------------|--|
| 平成24年 6月11日 | 第1回 説明：生物多様性地域戦略策定事業について |
| 平成25年 1月31日 | 第2回 諮問：鹿児島市生物多様性地域戦略について 審議：鹿児島市生物多様性地域戦略骨子(案)について |
| 8月6日 | 第3回 審議：鹿児島市生物多様性地域戦略素案について |
| 11月20日 | 第4回 審議：鹿児島市生物多様性地域戦略(案)について |
| 12月26日 | 答申：鹿児島市生物多様性地域戦略について |

【組織】

| 区 分 | 氏 名 | 役 職 など |
|--------------|-------------------------------|-------------------------------|
| 会長 | 富安 卓滋 | 鹿児島大学大学院理工学研究科教授 |
| 副会長 | 多々良 尊子 | 鹿児島県立短期大学生生活科学科教授 |
| 委員 (50音順) | 赤崎 昭夫 | 鹿児島市衛生組織連合会会長 |
| | 有賀 晶子 | 公募市民 |
| | 内田 一平 | 鹿児島工業高等専門学校 都市環境デザイン工学科准教授 |
| | 及川 斉志 | 公募市民 |
| | 岡田 水城 | 環境カウンセラー |
| | 乙須 稔(平成24年度) 本田 博隆(平成25年度) | 鹿児島市小学校理科部会長 |
| | 尾ノ上 摩耶 | 公募市民 |
| | 久保 茂吉 | かごしま中央農業協同組合代表理事組合長 |
| | 地頭 隆 | 鹿児島大学農学部准教授 |
| | 弟子丸 和子 | 生活研究グループ連絡協議会会長 |
| | 遠矢 洋子 | 消費生活アドバイザー |
| | 福山 博文 | 鹿児島大学法文学部准教授 |
| | 山下 春洋 | 鹿児島商工会議所事務局長 |

(3) 生物多様性を語る会

公募の市民、事業者、市民活動団体の参加のもと、ワークショップや意見交換会を開催し、参加者の経験やアイデアなどを交換しました。(応募者数：44人)

(4) 専門家会議

各分野の学識経験者を委員とした専門家会議を開催し専門的知見を盛り込みました。

| 年 月 日 | 概 要 |
|-------------|--|
| 平成24年 6月29日 | 第1回(全体会) 説明：鹿児島市の生物多様性の現況について など |
| 7月20日～8月1日 | 第2回(分科会) [分科会：総合/動物/植物/水域] 協議：生態系ごとの課題と対応策について など |
| 9月3日～9月18日 | 第3回(分科会) 協議：生物多様性地域戦略骨子(案)作成の考え方 |
| 平成25年 4月18日 | 第4回(全体会議) 協議：骨子を踏まえての次回以降の論点について |
| 5月9日～5月22日 | 第5回(分科会) 協議：行動計画、モニタリング計画について |
| 6月5日 | 第6回(全体会議) 協議：鹿児島市生物多様性地域戦略素案について |

【組織】

| 区 分 | 氏 名 | 役 職 など |
|-----|---------------|-------------------------|
| 総合 | 木方 十根 (H24年度) | 鹿児島大学大学院理工学研究科(工学系)教授 |
| | 曾我 和弘 (H25年度) | 鹿児島大学大学院理工学研究科(工学系)准教授 |
| | 森脇 広 | 鹿児島大学法文学部人文学科教授 |
| | 岡野 隆宏 | 鹿児島大学教育センター特任准教授 |
| | 石窪 奈穂美 | 消費生活アドバイザー |
| | 岩切 敏彦 | 体験的環境学習研究会会長 |
| | 池田 博幸 | NPO 法人メダカの学校かごしま理事・事務局長 |
| 動物 | 福田 晴夫 | 元鹿児島県立博物館館長 |
| | 舩越 公威 | 鹿児島国際大学国際文化学部教授 |
| | 本田 洋 | 日本野鳥の会鹿児島事務局長 |
| | 富山 清升 | 鹿児島大学大学院理工学研究科(理学系)准教授 |
| | 山根 正氣 | 鹿児島大学大学院理工学研究科(理学系)教授 |
| 植物 | 寺田 仁志 | 元鹿児島県立埋蔵文化財センター所長 |
| | 秋山 邦裕 | 鹿児島大学農学部生物生産学科教授 |
| | 川西 基博 | 鹿児島大学教育学部准教授 |
| | 日高 一富 | 鹿児島市景観アドバイザー |
| 水域 | 鈴木 廣志 | 鹿児島大学水産学部教授 |
| | 大富 潤 | 鹿児島大学水産学部教授 |
| | 寺田 竜太 | 鹿児島大学水産学部准教授 |
| | 出羽 慎一 | ダイビングサービス海案内 |

(5) 子どもエコツアー

生物多様性の認識・理解の向上を図ると共に、子どもたちの自然への感性や環境を大切に思う心を育むため、体験型の自然めぐり・エコツアーを開催し、参加者の意見を把握しました。

| 年 月 日 | 概 要 |
|-------------------|--|
| 平成 24 年 10 月 28 日 | [テーマ] 錦江湾のミクロな世界をのぞいてみよう！ [参加人数 20 人] |

(6) 協働モデル事業

土地の所有・管理者、環境NPO、市の三者の協働でモデル的に保全事業を実施し、事業内容、体制などの課題を整理すると共に、参加者の意見を把握しました。

| 年 月 日 | 概 要 |
|------------------|--|
| 平成 24 年 7 月 30 日 | [事業名] 松元ダムにおける外来魚の学習&駆除 [参加人数 64 人] |

(7) 事業者アンケート

環境保全に取り組んでいる事業者における「生物多様性」に関する認識及び取組の実施状況について把握するため、アンケート調査を実施しました。

| 年 月 日 | 概 要 |
|------------------------------|--|
| 平成 25 年 5 月 24 日～6 月 12 日 | 対象 : 環境保全に取り組んでいる事業者 (鹿児島市環境管理事業所、エコパかごしま会員など) 回収率 : 63% (124 社 / 195 社) 調査項目 ・「生物多様性」のことを知っているか ・身近な自然が少なくなってきたと感じるか ・侵略的外来生物のことを知っているか ・生物多様性の保全に関する考え方 ・生物多様性の視点を導入するにあたっての課題 など |

(8) パブリックコメント

生物多様性地域戦略(素案)に対し、広く市民意見を募集しました。

| 年 月 日 | 概 要 |
|-----------------------------|---|
| 平成 25 年 9 月 3 日～10 月 4 日 | 意見の提出者 : 16 人 意見の件数 : 100 件 意見反映の検討結果 A : 意見の趣旨などを反映し、案に盛り込むもの 28 件 B : 意見の趣旨などは、素案に盛り込み済みのもの 16 件 C : 案に盛り込まないもの 12 件 D : 具体的な事業の実施に当たり参考にするもの 5 件 E : その他質問・感想・要望など 39 件 |

7 事業者アンケートの結果

1. 調査目的

環境保全に取り組んでいる事業者における生物多様性に関する認識や取組の実態把握

2. 調査対象

環境保全に取り組んでいる事業者 195 社
 ・ 鹿児島市環境管理事業所、エコパかごしまの登録団体など

3. 調査期間

平成 25 年 5 月 24 日 (金) から 6 月 12 日 (水) まで

4. 調査方法

郵送にて配付回収

5. 回収数・回収率

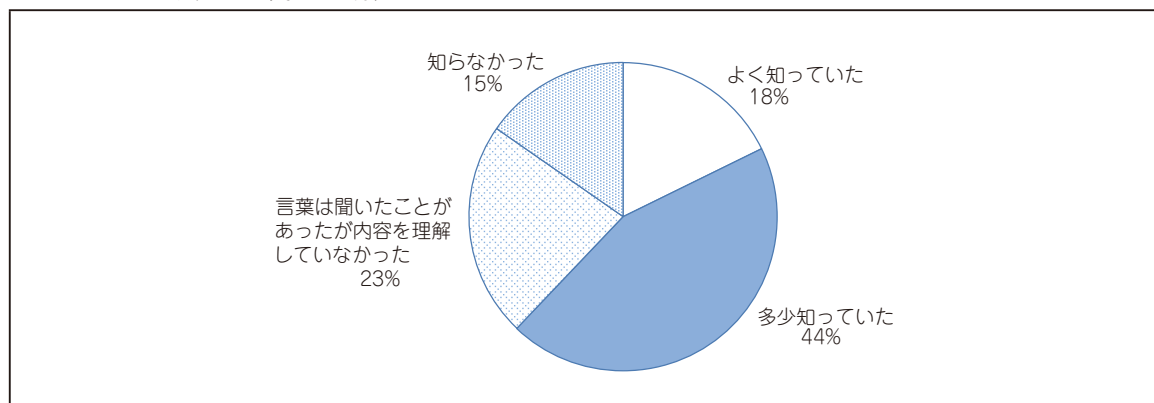
124 社 (63.0%)

| | | | | | | |
|------|------------|------------------|---------------|------------|------------|------------|
| 建設業 | 製造業 | 電気・ガス 熱配給、水道業 | 情報通信業 | 運輸業 郵便業 | 卸売業 小売業 | 金融業 保険業 |
| 29 | 7 | 3 | 6 | 3 | 15 | 5 |
| 不動産業 | 学術研究 機関 | 宿泊業 飲食サービス業 | 生活関連 サービス業 | サービス業 | その他 | 空白 |
| 0 | 14 | 1 | 1 | 25 | 11 | 7 |

6. 調査結果の概要 (設問からの抜粋)

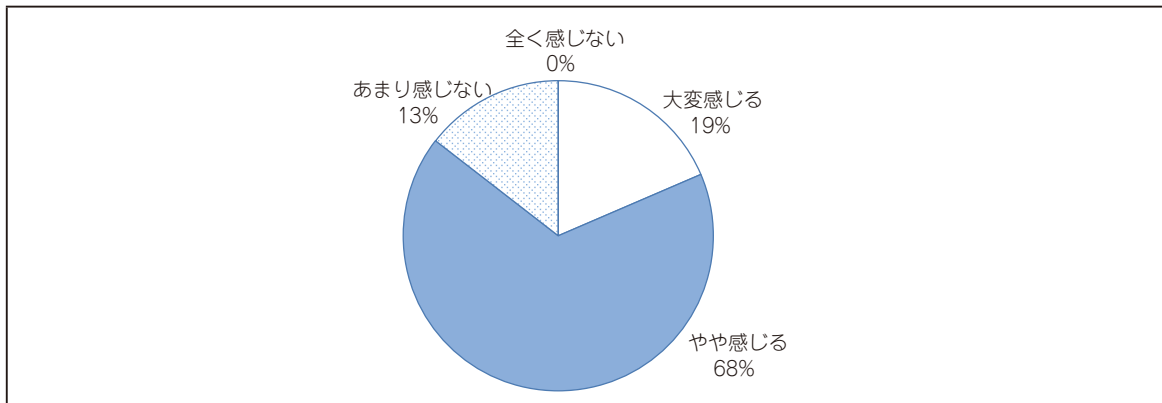
< 「生物多様性」のことを知っているか (1つ選択) >

生物多様性という言葉については、「よく知っていた」が 18%、「多少知っていた」が 44%で、6 割以上の方に理解されているようである。



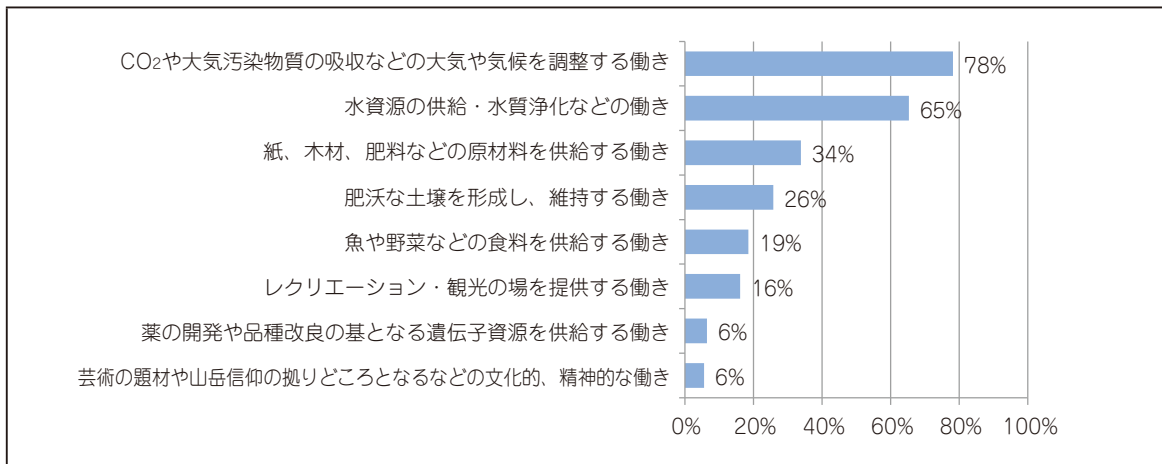
<身近な自然が少なくなってきたと感じるか(1つ選択)>

身近な自然の減少について、「大変感じる」が19%、「やや感じる」が68%で、8割以上の方が身近な自然が少なくなってきたと感じているようである。



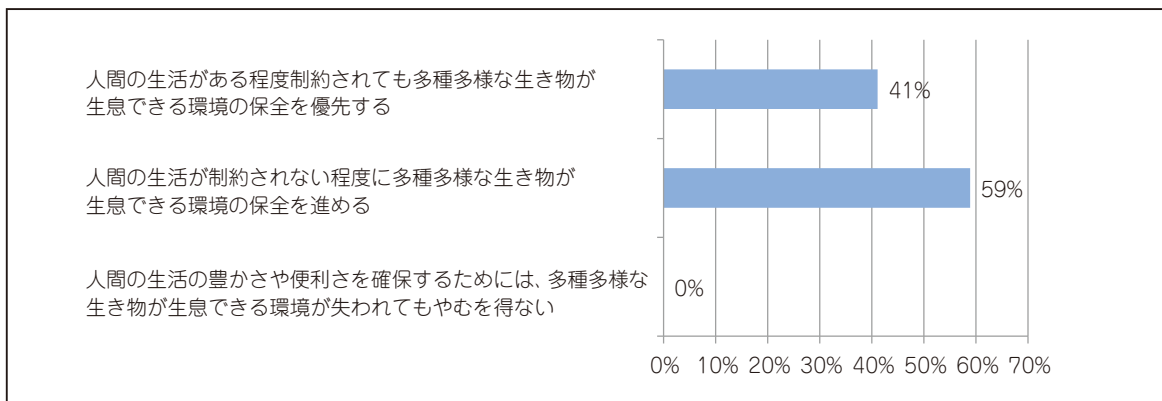
<生物多様性の恵みについて貴社(組織)の事業活動にとってどのようなものが重要だと考えるか(複数選択)>

生物多様性の恵みについて、「大気や気候を調整する働き」が78%、「水資源の供給・水質浄化などの働き」が65%となり、食料やレクリエーションの恵みに比べ、人間を含む生き物の生存基盤としての恵みについての重要性が高く認識されているようである。



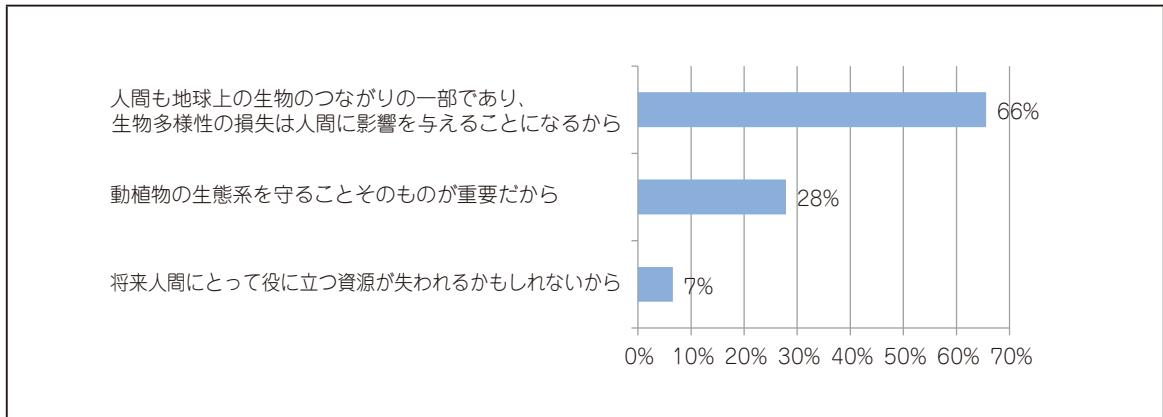
<生物多様性の保全に関する考え方>

「人間の生活が制約されても多種多様な生き物が生息できる環境の保全を優先する」が41%、「人間の生活が制約されない程度に保全を進める」が59%となり、「人間の生活の豊かさや便利さを確保するためには、多種多様な生き物が生息できる環境が失われてもやむを得ない」と回答する方はいなかった。



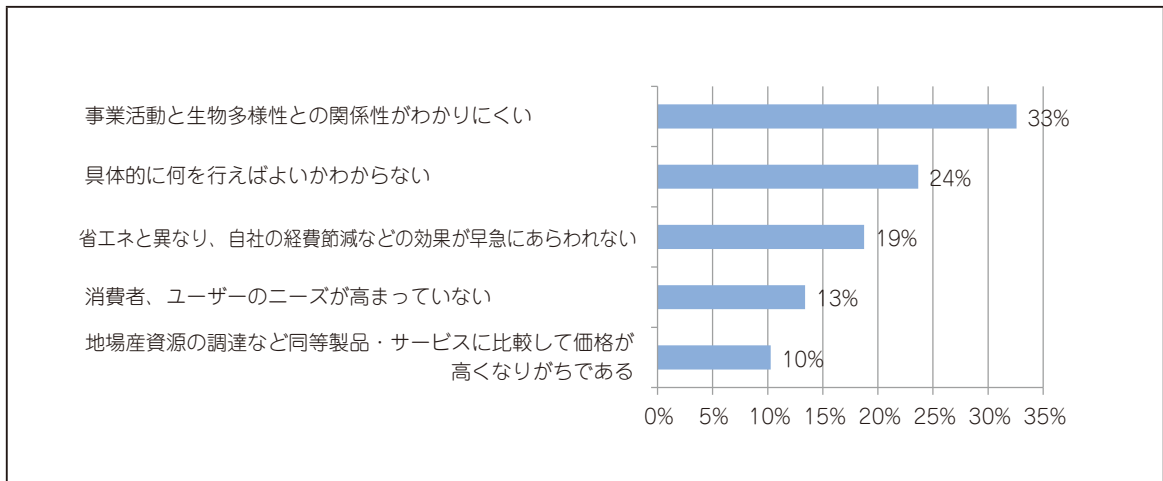
<多種多様な生き物が生息できる環境を保全すべきと思う理由は何か>

「生物多様性の損失は人間に影響を与えることになるから」の回答が6割以上だった。



<生物多様性の視点を導入するにあたっての課題>

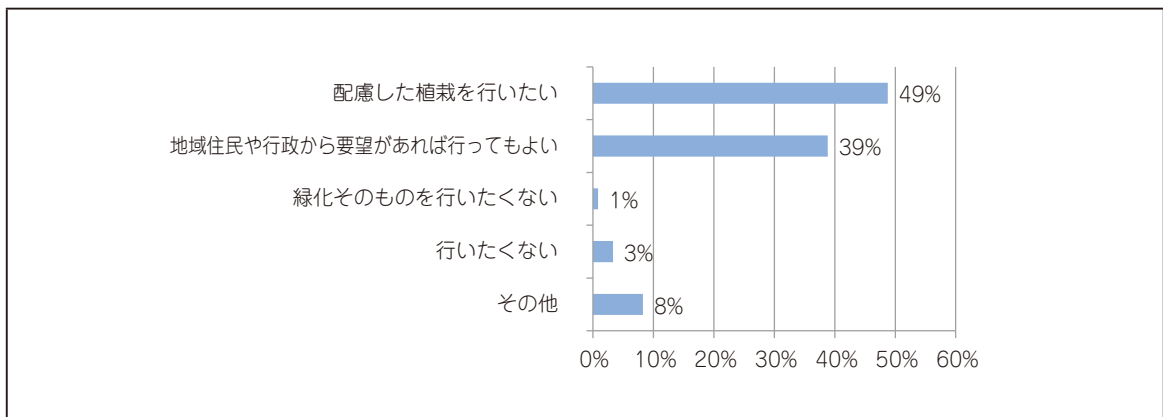
生物多様性の視点を導入するにあたっての課題として「事業活動と生物多様性との関係性がわかりにくい」「具体的に何を行えばよいかわからない」の回答が多かった。



<生物多様性の視点を導入するにあたっての課題>

蝶や昆虫などの生き物も訪れることができるような生物多様性に配慮した植栽について、「配慮した植栽を行いたい」が49%、「地域住民や行政から要望があれば行ってもよい」が39%で、8割以上の企業（組織）が生物多様性に配慮した植栽に対する理解があった。

「その他」として、テナントビルの事務所であるため、緑化スペースがない、食品製造において昆虫などの混入リスクがあるなどの意見があった。



8 かごしま市生物多様性を語る会の開催経過

1. 目的

鹿児島市生物多様性地域戦略づくりを白紙の段階から市民、事業者、市民活動団体と一緒に
 行うために設置し、自然・生物多様性への参加者の思い、保全・活用に対する経験・アイデア
 などを自由に披露していただき、地域戦略に生かすための会です。

2. 参加者など

①対象

市内に住むか、通勤・通学する、自然・生き物の保全活動を実践している又は、関心
 がある個人や法人、グループ(18歳以上)

②募集

平成24年5月31日までの募集期間を設定し、その後の参加希望者は、随時認める。

③応募者数

44人

| No | 日程 | テーマ | 参加数 | | | | | | | | | | | | | | |
|-------|--------------------------------|--|----------------|----------------------|---------|----------------------|---------------------|---------|----------------|-------|----|--------|----|---------------|----|-------|-----|
| 第1回 | H24. 6. 28 (木) 18:30~20:00 | <ul style="list-style-type: none"> ■自然・生物多様性と共存する暮らし ■自然・生物多様性の損失の影響 | 33人 | | | | | | | | | | | | | | |
| 第2回 | H24. 7. 10 (火) 18:30~20:00 | <ul style="list-style-type: none"> ■生き物にどのような生育・生息空間を…。 (○○○になりきって考えよう！) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">生き物</td> <td style="text-align: center;">(植物)ラン</td> <td style="text-align: center;">(魚類)メダカ</td> <td style="text-align: center;">(両生・は虫類) ニホンアカガエル</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(昆虫・クモ類) セアカゴケグモ</td> <td style="text-align: center;">(鳥類)メジロ</td> <td style="text-align: center;">(ほ乳類) マングース</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">自然生態系</td> <td style="text-align: center;">奥山</td> <td style="text-align: center;">里地・農用地</td> <td style="text-align: center;">里山</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">都市部 公園・街路樹</td> <td style="text-align: center;">河川</td> <td style="text-align: center;">海域・沿岸</td> </tr> </table> | 生き物 | (植物)ラン | (魚類)メダカ | (両生・は虫類) ニホンアカガエル | (昆虫・クモ類) セアカゴケグモ | (鳥類)メジロ | (ほ乳類) マングース | 自然生態系 | 奥山 | 里地・農用地 | 里山 | 都市部 公園・街路樹 | 河川 | 海域・沿岸 | 28人 |
| 生き物 | (植物)ラン | (魚類)メダカ | | (両生・は虫類) ニホンアカガエル | | | | | | | | | | | | | |
| | (昆虫・クモ類) セアカゴケグモ | (鳥類)メジロ | (ほ乳類) マングース | | | | | | | | | | | | | | |
| 自然生態系 | 奥山 | 里地・農用地 | 里山 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 都市部 公園・街路樹 | 河川 | 海域・沿岸 | | | | | | | | | | | | | | |
| 第3回 | H24. 7. 24 (火) 18:30~20:00 | <ul style="list-style-type: none"> ■子どもたちにどのような未来を…。 | 27人 | | | | | | | | | | | | | | |
| 第4回 | H24. 8. 21 (火) 18:30~20:00 | <ul style="list-style-type: none"> ■○○○の多様性を保全するためには…。 ◇生態系の多様性(陸域・水域) ◇種・種内の多様性(動物・植物) | 20人 | | | | | | | | | | | | | | |
| 第5回 | H24. 9. 4 (火) 18:30~20:00 | <ul style="list-style-type: none"> ■はじめよう！ 広げよう！ 生物多様性の保全活動 ◇市民、環境NPO、教育機関、学術・研究団体、事業者の 期待される役割と実践などでの課題 ◇かごしま市生物多様性を語る会の今後 | 21人 | | | | | | | | | | | | | | |
| 第6回 | H24. 10. 10 (水) 18:30~20:00 | <ul style="list-style-type: none"> ■生物多様性地域戦略の骨子(案)作成における 基本的な考え方 ~まとめ・振り返り~ | 22人 | | | | | | | | | | | | | | |

| No | 日程 | テーマ | 参加数 |
|------|-------------------------------|--|-----|
| 第7回 | H 25. 4. 16(火) 18:30～20:10 | [テーマ] 1. 生物多様性への理解の向上を図る! 2. 里地里山を守る! 3. 河川、都市地域の生物多様性を高める! 上記テーマに対して次の事項を抽出・整理する | 17人 |
| 第8回 | H 25. 4. 23(火) 18:30～20:10 | (1) 課題(何が問題か、必要か) (2) 解決策(何をすべきか) (3) 実施主体(誰がするのか) (4) 解決策を進めるアシスト(人・モノ・資金・情報) | 10人 |
| 第9回 | H 25. 5. 14(火) ～5. 25(土) | 第7回・第8回のテーマに対するグループごとのミーティング、現地調査 | 13人 |
| 第10回 | H 25. 5. 30(木) 18:30～20:30 | 解決策(プロジェクト)の練り上げ・発表 ①身近な自然・生き物への「気づき・発見」プロジェクト ②森・川・海で遊ぼう! 自然体験学習ネットワークの形成 ③里山の手入れによるドキドキわくわくの「遊べる森」づくりプロジェクト ④環境を緑でつなぐプロジェクト 「川、道路、住宅、企業、学校を緑に!」 ⑤みどりの草原復活プロジェクト 「千貫平に草原を呼び戻そう!」 | 12人 |
| 続① | H 25. 6. 21(金) ～6. 25(火) | (グループミーティング) 「環境フェスタがごしま」への出展について | — |
| 続② | H 25. 7. 19(金) 18:30～20:00 | (全体ミーティング)「環境フェスタがごしま」への出展について (勉強会)千貫平の草原再生について | — |
| 続③ | H 25. 9. 26(木) 18:30～20:00 | (全体ミーティング)「環境フェスタがごしま」への出展について | — |
| 続④ | H 25. 10. 12(土) ～10. 13(日) | 「環境フェスタがごしま」への出展 ● 展示ブース 身近な生き物写真展/家庭で実践できるピオトープの紹介/タネの配布/木工クラフト体験 ● 野外フィールド(身近な自然を撮ろう!) | — |

